

Title	一九七四年西ドイツ法人税法の第二次担当官草案
Sub Title	Referenten-Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 vom 20. Januar 1972
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.7 (1984. 7) ,p.59- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840728-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

一九七四年西ドイツ法人税法の第二次担当官草案

木村弘之亮

はじめに

- 一 一九七四年法人税法草案
- 二 (一九七六年) 所得税法〔草案〕
- 三 投資会社法
- 四 国外投資持分の販売及び国外投資持分から生ずる収益の課税に関する法律

はじめに

ドイツ連邦共和国の経済大減省において一九七二年一月二〇日に作成された Referenten - Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes 1974 (KSIG 1974) をここに邦訳する。これは先に本誌五七巻五号六一頁以下に訳出した Referentenentwurf Körperschaftsteuergesetz - Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes (KSIG 1974) と同じく報告されたものである。この

第二次担当官草案は、第一次草案にみる難解な用語をいくぶんか改善し、条文編成を整理して改めたものである。両草案は、一九七一年六月一日に閣議決定された一九七四年税制改革基本綱領にしたがって、一律税率による法人税株主帰属方式を採用している点では共通している(参照、木村弘之亮「西ドイツにおける一九七四年税制改革の基本綱領」税法字四〇〇号三三頁以下)。

本稿でいう第二次担当官草案は、在野においても広く検討され、ドイツでは通常第一次担当官草案と呼称されている。その限りにおいて、本稿にいう第一次担当官草案よりも重要といえよう。第三次草案(一九七六年法人税法草案)は、二段階税率による法人税全額株主帰属方式を採用したので、これと第二次担当官草案との比較考察は、きわめて興味深いものと思われる。別の機会に譲ることとする。

一九七四年法人税法草案

目次

- 第一章 法人税の納税義務
- 第一条 無制限納税義務
- 第二条 制限納税義務
- 第三条 権利能力のない社団、營造物、目的財団及び土地組合における〔納税義務の〕区分
- 第四条 公法人の営利企業
- 第五条 非課税規定
- 第二章 所得の計算
 - 第一節 総則
 - 第六条 所得
 - 第七条 限定規定
 - 第八条 控除のできる支出
 - 第九条 控除のできない支出
 - 第一〇条 解散及び清算
 - 第一一条 吸収及び組織変更
 - 第二二条 納税義務者の国外への移転等
 - 第二三条 納税義務の成立
 - 第二節 支配従属会社関係に関する特則
 - 第一四条 株式会社又は株式会社合資会社における支配従属会社関係
 - 第一五条 欠損金繰越控除の適用除外
 - 第一六条 補償支払金
 - 第一七条 その他の物的会社における支配従属会社
 - 第一八条 外国の支配会社
 - 第三節 保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫に関する特則
 - 第一九条 契約締結費用、保険引当金及び住宅建設貯蓄引当金
- 第二〇条 保険料の繰越
- 第二一条 景気変動引当金
- 第二二条 高度危険引当金
- 第二三条 高齢化引当金
- 第二四条 住宅建設貯蓄引当金
- 第二五条 保険料払戻し
- 第四節 協同組合に関する特則
- 第二六条 協同組合の割戻し金
- 第三章 税率及び国外所得の課税
- 第二七条 税率
- 第二八条 小規模法人に対する軽減規定
- 第二九条 国外所得の課税
- 第四章 法人税負担の調整手段
- 第一節 法人税の補完的負担
- 第三〇条 物的会社の調整税
- 第三一条 法人税負担の計算
- 第三二条 自己資本の区分
- 第三三条 所得の計算上控除のできない支出の付則
- 第三四条 特定の軽減負担をうけた自己資本部分の配賦
- 第三五条 欠損の控除
- 第三六条 支配会社における自己資本の区分
- 第三七条 従属会社における自己資本の区分
- 第三八条 財産の譲受についての法人税負担
- 第三九条 物的会社の決定権
- 第四〇条 自己資本の不足
- 第四一条 払込み
- 第四二条 課税をうけない物的会社の配当
- 第四三条 その他の給付
- 第四四条 その他の法人の調整税

第二節 調整税の税率

第四五条 調整税の税率——廃止

第三節 証明書及び分離確認

第四六条 証明書

第四七条 課税基礎の分離確認

第五章 租税の確定、徴収及び還付

第一節 総 則

第四八条 租税の成立

第四九条 租税の査定、税額控除、納付及び還付

第二節 租税の確定及び徴収

第五〇条 資本収益の源泉徴収税

第五一条 税額控除の適用除外

第五二条 調整税の申告——廃止

第五三条 分離確認の申告

第五四条 租税申告、調整税の納付

第五五条 租税申告の基礎資料

第五六条 その他の給付に関する租税申告

第三節 還 付

第五七条 制限納税義務を負う法人に対する法人税の還付

第五八条 公益目的及び慈善目的に関する法人税の還付

第五九条 制限納税義務者に対する調整税の還付

第六〇条 非課税法人及び公法人に対する調整税の還付

第六一条 還付の適用除外——廃止

第六章 授權規定及び終結規定

第六二条 授權規定

第六三条 金融業に関する経過規定

第六四条 その他の経過規定

第六五条 ベルリン条項

第一章 法人税の納税義務

第一条 無制限納税義務

国内に管理支配地又は本店を有する次の各号に掲げる法人、
社団及び財団は、法人税の無制限納税義務を負う。

一 物的会社（株式会社、株式合資会社、有限会社、殖民会社、
鉱
山法上の組合）

二 協同組合（Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）

三 相互保険組合

四 私法上のその他の法人格

五 権利能力のない社団、營造物、財団及びその他の目的財
団

六 公法人の営利事業（第四条）。賃貸された営利事業は公法
人の営利事業と同じとする。

(2) 法人税の無制限納税義務は全所得をその対象とする。

(3) (国内・未定)

第二条 制限納税義務

次の各号の所得の区分に応じ当該各号に掲げる者は、法人税
の制限納税義務を負う。

一 国内源泉所得について、国内に管理支配地又は本店を有
しない法人、社団及び財団

二 源泉徴収税を課される国内源泉所得について、無制限納
税義務を負わないその他の法人、社団及び財団

第三条 権利能力のない社団、営造物、目的財団及び土地組合

における〔納税義務の〕区分

権利能力のない社団、営造物、財団及びその他の目的財団は、その所得がこの法律及び所得税法に基づき直接に他の納税義務者のもとで課税をうけないときは、法人税の納税義務を負う。

(2) 第一条に掲げる納税義務者に該当する伐採協同組合、森林協同組合、山林協同組合及び入会い協同組合並びに類似の土地組合は、副業の域をこえて事業を営む場合又はその事業を賃貸する場合に限り、法人税の納税義務を負う。前段に定める場合を除いて、その所得について、直接に関係人のもとで課税する。

第四条 公法人の営利事業

公法人の営利事業とは、第四項の規定の場合を除き、収入を得るため継続的経済活動に役立つすべての組織で、かつ、当該法人の活動全体のなかで経済的に顕著なものをいう。利益を得る意図及び一般の経済取引に關与することを要しない。

(2) 「公法人の」営利事業は、公法人である場合にも、無制限納税義務を負う。

(3) 水、ガス、電気又は暖房を住民に供給し、公共交通又は港湾事業を営む企業もまた、「公法人の」営利事業とする。

(4) 主として公権力の行使に役立つ企業（高権企業）及び農林業は（公法人の）営利事業でない。公法上の保険機関について、強権又は専売権だけでは高権企業と認めるに十分ではない。

第五条 非課税規定

次の各号に掲げる者には、法人税を課さない。

一 ドイツ連邦郵便、ドイツ連邦鉄道、連邦専売公社及び国営富くじ事業者

二 ドイツ連邦銀行、復興信用公庫、負担調整銀行（引揚げ者及び戦災者救済銀行）、ドイツ入殖年金銀行及びラント年金銀行、農業年金銀行、バイエルン州立再建金融公庫並びにライヒ銀行

三 権利能力のある年金金庫、寡婦扶助金庫、孤児金庫、埋葬料積立金庫、疾病保険金庫、共済金庫及び緊急又は失業に対する権利能力のあるその他の救済金庫

〔イーニ略〕

四 一九六九年八月二八日の登記法（Bundesgesetzl. I S. 1513）第五六条により修正をうけた、一九三一年六月六日の文言における私的保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫の監督に關する法律（Rechtsgesetzl. I S. 313）第五三条に規定する小規模相互保険組合

〔イーハ略〕

五 収益事業をその目的としない職業団体で、公法上の性質のない者、収益事業が営まれるとき、その範囲において非課税規定は適用しない。

六 前号に掲げるような権利能力のない職業団体のために、財産管理を主たる目的とする法人又は社団。ただし、その収益が本質的にこの財産管理から生じ、かつ、もっぱら当

該職業団体に流入する場合に限る。

七 政党法第二条に規定する政党及び収益事業をその目的としない政治団体。収益事業が営まれるとき、その範囲において非課税規定を適用しない。

八 (略)

九 収入が適格資本参加から生じ、かつ、国内の恒久的施設において生じたものでない場合には、所得税法第五七条第一項第一号又は第二号に規定する収入を受ける、第二号一項に規定する制限納税義務者。収入の流入時に資本参加が直接又は間接に一〇パーセント以上である場合、その資本参加を適格 (wealthlich) とみなす。外国の法律がその収入について内国法人税に相当する税を課さない旨を定めており、かつ、当該非課税規定が一〇パーセントをこえる資本参加又は一〇パーセントに満たない資本参加のときに適用される場合には、内国法人税の非課税規定は第二段の規定にかかわらず、この資本参加のときにも適用される。

〔一〇―一五 略〕

(2) 前項の非課税規定は、次の各号に掲げる場合に適用しない。

- 一 源泉徴収税を課される国内源泉所得
- 二 第三〇条及び第四四条に規定する調整税
- 三 制限納税義務者 (第二一条第一号) ただし、この規定は前項第九号の非課税規定に適用しない。

第二章 所得の計算

第一節 総 則

第六条 所 得

法人税は、納税義務者が一暦年に取得した所得に基づいて算定する。

(2) 何を所得とみなし、かつ、所得をいかに計算するかは、所得税法及びこの法律の規定による。

第七条 限定規定

所得を分配するかどうかにかかわらず、所得を計算する。物的会社の利益及び清算利益に対する分配請求権を伴う受益証券に基づく各種配当並びに隠れた利益配当もまた、所得を減額してはならない。

(2) 組織変更法の規定により組織変更した物的会社の「利益配当」相殺のできる自己資本は、所得でない。

(3) 無制限納税義務を負う社団の場合、定款に基づき成員としての資格により成員から徴収する負担金は、所得の計算上算入しない。

(4) 商法の規定により記帳する義務を負う納税義務者については、全所得を事業所得として取り扱う。

(5) この法律の第八条第三号及び負担調整法第二一条第一項第一号第二段後半の規定の適用に当り、暦年と異なる事業年度について利益を計算する場合、暦年における支出又は給付

(Leistungen)を算定の基礎とする。

第八条 控除のできる支出

次の各号に掲げる金額もまた、控除のできる支出とする。

一 物の会社の場合、次に掲げる範囲について、会社持分の発行費

イ 当該費用が発行プレミアム(Ausgabepremium)をこえる額

ロ [略]

二 株式会社合資会社の場合、基本資本金とされない払込みに基づき又は業務執行に対する報酬として、無限責任社員に分配される部分の利益

三 所得税法第六九条から第七三条までの規定に基づく寄付金。同法第六九条第一項に規定する最高額を計算するための算定基礎は、第一段に掲げる支出を控除する前の所得の総額とする。

第九条 控除のできない支出

とくに次の各号に掲げる金額は控除することができない。

一 寄付行為、定款又はその他の規約が定めている納税義務者の目的を遂行するための費用。第八条第三号の規定はその適用を妨げない。

二 所得に対する税及び財産税並びに自家消費に関する売上税

第一〇条 解散及び清算

無制限納税義務を負う物的会社、無制限納税義務を負う協同

組合又は無制限納税義務を負う相互保険組合が解散により清算するとき、その清算期間中の利益について課税する。課税期間は三年をこえないものとする。

(2) 前項に規定する利益は、期末清算財産を期首清算財産と比較して計算する。

(3) 期末清算財産とは、分配の行われる財産(Vermögen)から、清算期間中に納税義務者に流入した非課税財産の増加額を控除したものをいう。

(4) 期首清算財産とは、解散の前事業年度の末日において法人税の算定の基礎とされた事業用財産をいう。前査定期間について査定が行なわれなかった場合は、査定をうけたとすれば利益計算に関する税法上の規定により記載されたであろう事業用財産を計上する。期首清算財産は、前事業年度の利益のうち、清算期間中に配当された額を控除したものである。

(5) 事業用財産が前査定期間の末日において残存しない場合、その後拠出をうけた払込みの合計額を期首清算財産とみなす。

(6) 利益計算については、前各項に定めるものほか、その他の関連規定を適用する。

第一条 吸収及び組織変更

無制限納税義務を負う物的会社、無制限納税義務を負う協同組合又は無制限納税義務を負う相互保険組合の財産が清算に伴い又は清算によらずに他の者に移転する場合、第一〇条の規定を準用する。譲渡時を基準とする財産の譲渡に対する反対給付

の価額を、分配の行われる財産に代えて、利益の計算のために用いる。

(2) 次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合、移転に当り生ずる利益について課税しない。

一 内国物的会社の財産が全体として他の内国物的会社に移転すること

二 当該利益について後に法人税を課すことが確実に見込まれること

(3) 内国協同組合の財産が全体として他の内国協同組合に移転する場合、又は内国相互保険組合の財産が全体として他の内国相互保険組合に移転する場合、前項の規定を準用する。

第二条 納税義務者の国外への移転等 (Steuerstrickung)

——未定

第十三条 納税義務の成立

——未定

第二節 支配従属会社関係に関する特則

第十四条 株式会社又は株式合資会社における支配従属会社関

係

国内に管理支配地又は本店を有する株式会社又は株式合資会社 (従属会社) が、株式法第二九一条第一項に規定する利益供出契約により全利益を他の国内の営利企業に供出する義務を負う場合には、次の各号に掲げるすべての要件を満たすとき、従属会社の所得は、当該企業の担い手 (支配会社) に帰属する。

一 支配会社は、従属会社に対する持分に基づく議決権の過

半数を有する程度に、従属会社の事業年度の始めから継続してかつ直接にその従属会社に対し資本参加していることを要する (資本的編入)。間接に参加する資本参加者が議決権の過半数を有するときは、間接的資本参加をもって足りるものとする。

二 従属会社は、前号に掲げる時から継続して、全体の状況に照らし、経済的及び組織的に支配会社の企業に編入されていることを要する。従属会社が株式法第二九一条第一項に規定する支配契約によりその事業の指揮を支配会社の企業に委ねているとき、又は従属会社が株式法第三一九条から第三二七条までの規定により編入された会社であるとき、組織的編入が常に認められるものとする。

三 支配会社は、無制限納税義務を負う人、国内に管理支配地及び本店を有する第一条に規定する非課税でない法人、社団若しくは財団、又は国内に管理支配地若しくは本店を有する所得税法第四〇条第一項第二号に規定する人的会社であることを要する。「支配会社」に帰属する所得のうち社員に係る部分について、この法律の適用領域において所得税又は法人税を課される社員だけが、その人的会社に資本参加することが認められる。その人的会社の一又は二以上の社員が所得税について制限納税義務を負う場合、前二号に定める要件を人的会社自体との関係において満たしてい

ることを要する。国内に本店又は管理支配地を有しない一又は二以上の法人、社團又は財団が人的会社に資本参加しているときも、同様とする。人的会社の社員が商業登記簿に登録した支店を国内に有し、資本的編入に要する資本参加がその支店の事業用財産の一部であり、かつ、経済的及び組織的編入がその支店自体との関係において認められる場合、第三段及び第四段の制限を適用しない。

四 利益供出契約は、五年以上のあいだ締結し、この期間のあいだ実施し、かつ、第一段の適用を初めてうける従属会社の事業年度の末日までに効力を生じていることを要する。解約告知を正当とする重大な事由があるときは、解約告知により当該契約を期限前に終了することを妨げない。

五 従属会社は、商人が合理的に判断するとき経済的に理由の認められる範囲に限り、当該年度の剰余金の一部を任意準備金に積み立てることができる。

第十五条 欠損金繰越控除の適用除外
支配会社に帰属することとなる従属会社の所得を計算するに当り、所得税法第六四条、第六五条の規定を適用しない。

第十六条 補償支払金
従属会社が補償支払金及びこれに係る法人税について課税をうける。支配会社が補償支払いの義務を履行する場合においても、支配会社の所得のうち、補償支払金及びこれに係る法人税に相当する部分について、同様とする。

第十七条 その他の物的会社における支配従属会社関係

国内に管理支配地及び本店を有する第一四条第一段に定める物的会社以外の者が、その全利益を第一四条に規定するその他の企業に対し供出する義務を負う場合、第一四条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを要する。

- 一 書面をもって当該契約が締結されていること
- 二 社員が投票数の四分の三以上の多数をもって当該契約に同意すること
- 三 損失引受が、株式会社第三〇二条の規定に準じて、合意されること
- 四 「利益供出」契約前に積み立てた任意準備金の取崩しにより生ずる収益は、供出しないこと

第十八条 外国の支配会社

従属会社がその全利益を、商業登記簿に登録された支店を国内に有する外国の営利企業に対し供出する義務を負う場合には、従属会社の所得は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすとき、当該国内支店から生ずる制限納税義務を負う所得に加算する。

- 一 利益供出契約が当該支店の商号により締結されていること
- 二 資本的編入に要する資本参加が当該支店の事業用財産に属すること

三 経済的及び組織的編入が当該支店自体との関係において存すること

第一段に定めるもののほか、第一四条から前条までの規定を準用する。

第三節 保険事業者及び住宅建設貯蓄金庫に関する特則

第一九条 契約締結費用、保険引当金及び住宅建設貯蓄引当金
保険契約の締結費用は、税務貸借対照表の借方の欄に記載してはならない。

(2) 保険引当金及び住宅建設引当金は、商人の合理的な判断により、貸借対照表期日において継続している保険契約に基づき給付にとって必要と認められる範囲において、税務貸借対照表に設定する。

保険料の繰越 (Rückübertrag)、景気変動調整引当金、高度危険引当金、高齢化引当金及び住宅建設引当金について第二〇条から第二四条までの規定を準用する。

第二〇条 保険料の繰越

〔略〕

第二一条 景気変動準備金

〔略〕

第二二条 高度危険引当金

〔略〕

第二三条 高齢化引当金

〔略〕

第二四条 住宅建設貯蓄引当金

〔略〕

第二五条 保険料払戻し

〔略〕

第四節 協同組合に関する特則

第二六条 協同組合の割払し金

〔略〕

第三章 税率及び国外所得の課税

第二七条 税率

法人税は所得の五六パーセントとする。

(2) 法人税の計算上一〇マルクに満たない所得は切り捨てる。

(3) 所得税が所得税法第一八六条第一項の授權に基づき増減するとき、法人税は、これに応じて、増減する。

第二八条 小規模法人に対する緩和規定

第一条第一項第三号から第六号までに定める法人、社団及び財団の所得のうち、五千マルク以下の所得額は控除する。所得が一萬マルクをこえる場合、控除額はその超過額の二分の一を減額する。第一段及び第二段の規定は、利益配当を行なう法人及び社団に適用しない。

第二九条 国外所得の課税

二重課税防止のための条約の規定が適用されない場合において、無制限納税義務者が外国において当該外国に源泉する所得

(国外所得)につき内国法人税に相当する税(外国税)を課されることとなるとき、確定され、納付され、かつ、軽減請求権の認められない外国税額は、その者について、当該国外所得に係る部分の法人税から税額控除する。

(2) 前項の規定に基づく外国税額控除に代えて、納税義務者の申請により、当該外国税額は、徴収をうける国外所得の計算上、その全部又は一部について控除する。

(3) 無制限納税義務を負う物的会社、無制限納税義務を負う相互保険組合又は内国公法人の営利事業(親会社)が明らかに(nachweislich)事業年度の始めからこの法律の適用領域外に管理支配地及び本店を有する物的会社の額面資本に対して四分の一以上(子会社)直接に資本参加し、当該子会社がその粗収益をもちばら又はほとんどもちばら国際取引税法(Bundesgesetzl. I S. ...) 第八条第一項第一号から第六号の規定に該当する活動により及び同法第八条第二項の規定に該当する資本参加により取得する場合、親会社の申請により、子会社が親会社に配当する利益持分についての親会社の法人税額から、子会社が利益につき納付した税額もまた税額控除する。子会社が配当を行なった事業年度についてその子会社の納付した税額は、税額控除の適格(anrechnungsfähig)を有する。子会社の配当適格のある利益に対する、親会社に係る利益持分の割合に対応する税額は、親会社の持分を限度として、税額控除することができる。配当適格のある利益(ausschüttungsfähiger Gewinn)とは、子会社が

配当を行なった事業年度における商法上の規定により計算した利益で、かつ、公表準備金の設定又は取り崩し前のものをいう。当該税額控除のできる額は、親会社の所得の計算上、その資本参加に係る利益持分に加算する。この項により税額控除のできる税は、第一項の規定により税額控除のできる税(を税額控除した)後にはじめて税額控除し、かつ第二項の規定による控除に当り計上しない。前各段に定めるもののほか、第一項の規定を準用する。

(4) 前項のすべての要件を満たす子会社が発展途上国援助税法に規定する発展途上国に管理支配地及び本店を有するときは、発展途上国への資本投下による発展援助の給付に対して同法に基づき優遇措置を請求する権利のある時期において配当をうける利益持分については、当該税額控除のできる額がこの法律の規定に基づき当該取得した利益持分に係る税額と一致することを前提として、前項の規定を適用する。

(5) 親会社がとくに次の各号に掲げるすべての事実を証する場合に限って、第三項及び前項の規定を適用する。

- 一 子会社がその粗収益をもちばら又はほとんどもちばら国際取引税法(Bundesgesetzl. I S. ...) 第八条第一項第一号から第六号までの規定に該当する活動により及び同法第八条第二項の規定に該当する資本参加により取得することを、親会社が適切な資料の提出により証すること
- 二 子会社の配当適格のある利益を、親会社が貸借対照表及

び損益計算書の提出により証すること。管理支配地又は本店の所在地国において公認経済検査機関又は類似の機関が所定の調査覚書き又はその他の調査覚書きを添付した当該貸借対照表及び損益計算書を、親会社が、要求により、提出すること

三 税額控除適格のある税の確定及び納付を、親会社が適切な資料により証すること

(6) 親会社が、子会社(第三項)を通して、この法律の適用領域外に管理支配地及び本店を有する物的会社(孫会社)に対して四分の一以上間接に資本参加している場合において、その親会社がある事業年度に子会社の利益持分を取得し、かつ、孫会社が当該事業年度中のある時期に利益持分を子会社に配当するとき、親会社の取得した利益持分のうち、孫会社の利益配当で親会社の間接的資本参加により親会社に係るものに相当する部分については、親会社の申請により、親会社がこの金額の利益持分を直接に孫会社から取得したかのように、租税法上取り扱う。子会社が当該事業年度においてその他の収益を取得した場合、又は子会社が一又は二以上の孫会社から利益持分を取得した場合、その利益配当は、前記規定の適用上、利益持分とその他の収益との合計額に対する当該利益持分及び当該その他の収益の割合に応じて分割する。次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合に限って、第一段の規定を適用する。

一 孫会社がその粗収益をもつばら又はほとんどもつばら国

際取引税法 (Bundesgesetzl. I S.) 第八条第一項第一号から第六号までの規定に該当する活動により又は同法第八条第二項第一号に該当する資本参加により取得すること
二 子会社が第三項の要件を満たして孫会社の額面資本に資本参加していること

三 親会社が当該直接に「間接に、の誤記」保有する持分について、直接保有持分に関する第三項及び第四項の規定を適用するに当り、第五項の規定により親会社の課される、一切の税法上の義務を履行すること

(7) 所得税法第一〇〇条から第一〇五条まで、第一〇六条の第一、第二〇七条及び第一〇九条の規定を準用する。同法第一〇五条の規定の適用に当り、国際海上運輸業により生ずる国外所得について法人税は所得の二八パーセントとする。

第四章 法人税負担の調整手続 (Anrechnungsverfahren)

第一節 法人税の補完的負担

第三〇条 物的会社の調整税

無制限納税義務を負う物的会社が内国法人税を負担しない利益又は軽減した負担をうける利益を配当する場合、この利益は完全な(税率56%をさす)負担に至るまで特別の法人税(調整税)を課される。内国法人税に相当する外国税が源泉徴収をうけ、かつ内国法人税から税額控除できる場合、又は二重課税防止の

ための条約の規定を適用せずに税額控除しうる場合、内国法人税の負担とこれに対応する外国税の負担は同じものとみなす。

(2) 前項の規定を適用するに当り、一九七三年一月三十一日以前に終了した事業年度において事業用財産を増加した利益は、法人税による負担をうけていないものとみなす。

第三条 法人税負担の計算

配当利益の法人税負担は、次条に掲げる部分の自己資本と配当利益を相殺して計算する。自己資本とは、税務貸借対照表の借方の欄と貸方の欄とに記載した事業用財産の差額をいう。

(2) 利益分配決議の前に終了した直近の事業年度の末日における自己資本のうち額面資本をこえる部分は、利益配当と相殺することができる(利益配当と相殺のできる自己資本。利益分配決議が行なわれない場合には、これに代えて利益配当の時とする)。

(3) 額面資本が準備金からの組入れにより額面資本に積み立てられた額を含み、かつ、その準備金が一九七四年一月一日以後に終了した事業年度の利益から成っていた場合には、この部分の額面資本もまた、利益配当と相殺のできる自己資本とする。

第三条 自己資本の区分

無制限納税義務を負う物会的社の自己資本は、各事業年度の末日において、利益配当と相殺のできる自己資本とその他の自己資本に分割する。

(2) 利益配当と相殺のできる自己資本は、その法人税の負担に応じて区分する。各内訳額は、前事業年度の区分からそれぞれ

算出する。その区分においては、次の各号に掲げるものから成立している内訳額を、区分して記載する。

一 この法律により法人税を軽減されずに課された所得部分
二 軽減した法人税を一九七四年一月一日以後に課された所得部分

三 (持分権者の) 払込みが一九七四年一月一日以後に終了した事業年度において物会的社の事業用財産を増加した範囲

において、持分権者の払込み
四 その他の財産の増加で、法人税を課されないもの又は一九七三年一月三十一日以前に終了した事業年度において物

会的社の事業用財産を増加したもの

(3) 前項第四号に掲げる内訳額は、次の各号に掲げる区分に応じ細区分する。

一 一九七四年一月一日以後に終了した事業年度において国外所得から成立している自己資本部分

二 利益配当と相殺のできる自己資本で、一九七三年一月三十一日以前に終了した直近事業年度の末日に計上するもの

三 その他の財産増加で、法人税を課されていないもの

第三条 所得の計算上控除のできない支出の付則

一九七四年一月一日以後に終了した事業年度について所得の計算上控除のできない支出は、「利益配当」と相殺のできる自己資本の内訳額を算出するため、次の定めるところにより、控除する。

一 調整税を負担する利益と相殺した〔自己資本の〕内訳額から、調整税を控除する。

二 軽減した法人税を課される所得部分から、その法人税を控除する。

三 外国税を課される国外所得から、その外国税を控除する。
四 この法律により法人税を軽減されずに課された所得部分

から、その他の控除のできない支出を控除する。

(2) この法律により法人税を軽減されずに課された所得部分が、前項第四号の規定による控除額に満たない場合、これに代えて、一九七四年一月一日以後に軽減した法人税を課される所得部分から、法人税の負担が低くなる順序により、控除する。

(3) 所得の計算に当り一九七三年一月三十一日以前に終了した事業年度について控除のできない支出で、一九七四年一月一日以後に終了した事業年度において事業用財産を減少したものは、第三二条第三項第二号に規定する内訳額から控除する。

第三四条 特定の軽減負担をうけた自己資本部分の配賦

軽減した法人税を課された自己資本部分は、次の各号に掲げる場合には、第三二条第二項第一号に規定する法人税を軽減されずに課された内訳額及び第三二条第二項第四号に規定する〔法人税を〕課されない内訳額に分割する。

一 法人税が特別の税率以外の態様により軽減される場合

二 自己資本部分が、第三〇条の規定により内国法人税と同じものとみなされる外国税だけの負担をうける場合

法人税を軽減されずに課された内訳額は、法人税負担から算出する。

第三五条 欠損の控除

利益計算に関する税法上の規定により算出された欠損は、第三二条第三項第三号に規定する法人税を課されない内訳額を計算するに当り、控除する。

(2) 前項の規定による控除は、その欠損が後の査定期間において所得の計算上控除される範囲において、加算して通算する。

(3) 一九七三年一月三十一日以前に終了した事業年度において生じた欠損の繰越欠損金額を、第三二条第三項第二号に規定する内訳額について加算する。

第三六条 支配会社における自己資本の区分

第一四条、第一七条及び第一八条の規定する場合において、従属会社の所得が支配会社に帰属せず、かつ、利益供出が行われない場合に、従属会社の自己資本が当該終了した事業年度において増減したであろう全額は、支配会社の〔自己資本の〕区分において算入する。

(2) 従属会社の自己資本がその社員の払込みにより増加する場合には、前項の規定を適用しない。

第三七条 従属会社における自己資本の区分

第一四条、第一七条又は第一八条の規定の場合において、

従属会社がその利益の一部を準備金に繰り入れたとき、その額は従属会社に対する支配会社の払込みとみなす。

第三八条 財産の譲受けについての法人税負担

法人の財産が包括承継により無制限納税義務を負う物的会社に移転する場合、第三二条から第三七条までの規定により計算される譲渡法人の自己資本部分は、譲受物的会社のこれに対応する内訳額に加算する。

第三九条 物的会社の決定権

物的会社は、「利益配当と」相殺のできる自己資本のうちどの内訳額と配当利益を相殺するかについて、第五二条から第五四条までの規定により記載しなければならない租税申告において決定する。

(2) 第三二条第二項第二号又は第四号に規定する自己資本部分を「利益配当と」相殺する場合、「自己資本と」相殺された額の利益配当はこれに係る調整税との合計で、自己資本のうち「利益配当と」相殺のできる内訳額をこえてはならない。

第四〇条 自己資本の不足

利益配当が「利益配当と」相殺のできる自己資本をこえる場合、調整税は差額により算定する。利益配当と相殺のできる自己資本が生ずれば直ちに、その差額について第三九条の規定により充当を行なう。この場合において、第三二条第二項第一号又は第二号に規定する内訳額を「利益配当と」相殺するとき、調整税は、当該内訳額の法人税負担の額を限度として、法人税債務から税額控除する。

第四一条 払込み

物的会社の事業用財産が一九七四年一月一日以後に終了した事業年度において持分権者の払込みにより増加し、かつ、配当利益が第三九条の規定によりこの払込みと相殺される場合、その配当利益については調整税を課さない。

第四二条 課税をうけない物的会社の配当

法人税の課税をうけない物的会社が、無制限納税義務を負う持分権者で法人税の課税をうけないものに対して、利益配当を行なう場合、調整税を徴収しない。持分権者は、税務署の発行する証明書により配当物的会社に対して自己の非課税たることを証する義務を負う。

(2) 前項第一段に定める物的会社が公法人に利益配当する場合に、利益配当が「公法人の」営利事業において保有される持分にかかる範囲に限って、調整税を徴収する。

第四三条 その他の給付

物的会社が、受領者について所得税法第五七条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する収入となるその他の給付を行なう場合、又は物的会社の事業用財産が組織変更法の規定に基づく組織変更によって、人、人的商事会社、民法上の組合又は法人税の課税をうけない無制限納税義務を負う法人に移転する場合、第三〇条から第四二条までの規定を準用する。

(2) 給付が額面資本の払戻しである場合、物的会社は、第三九条の規定のほかに、その給付を利益配当と相殺のできない自己資本からどの程度まで控除するかについて、租税申告において

決定しなければならない。

第四四条 その他の法人の調整税

無制限納税義務を負う法人で物的会社でない者の給付が、受領者について、所得税法第五七条第一項第一号、第二号又は第八号の規定する収入となる場合、第三〇条から第四三条までの規定を準用する。

第二節 調整税の税率

第四五条 調整税の税率

—— 廃止

第三節 証明書及び分離確認

第四六条 証明書

無制限納税義務を負う法人は、その持分権者又は享益証券所持人 (Genusseinhaber) の請求により、次の各号に掲げる事実についてその者に証明書を交付する義務を負う。

一 受領者について所得税法第五七条第一項又は第二項に規定する収入となる給付額

二 支払日

三 受領者の収入に係る法人税の額又は〔当該収入の〕百分率

四 第五九条及び第六〇条に規定する還付を受けることのできる調整税の額

五 第四一条に規定する払戻しを受けた払込みの額

個別の株式、持分 (Gesellschaft) 又は享益証券に関する記載で足りる。

(2) 前項の義務は、次の各号に掲げる場合、生じない。

一 金融機関が当該法人の計算において受領者に対して給付を行ない、かつ、前項に定める事項を付記した証明書をその受領者に交付した場合

二 協同組合について、協同組合が所得税法第一二六条による一括申請を行なったか又は行なおうとする場合。協同組合が前項に規定する証明書を作成する場合、その証明書には一括申請を指示することを要する。

(3) 証明書又は証拠書類を複数発行するとき、二枚目の書類及びそれ以降の発行証明書自体に番号を記入する。

第四七条 課税基礎の分離確認

次の各号に掲げる課税基礎は分離して確認する。

一 利益配当と相殺のできる自己資本のうち、第三二条の規定により計算する内訳額

二 第三一条第三項に規定する額面資本のうち、利益配当と相殺のできる額

三 第四〇条に規定する、調整税を課される差額で、未だ〔利益配当と〕相殺されていないもの

第五章 租税の確定、徴収及び還付

第一節 総 則

第四八条 租税の成立

租税は次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める時に

成立する。

一 査定税について、第二号又は第三号の規定の場合を除いて、査定の行われる期間〔査定期間〕の経過の時

二 予定納税について、予定納税を納付すべき暦年の各四半期の初日、又は納税義務が暦年の各四半期中にはじめて原因の生じるときは、その納税義務の原因発生の時

三 第三〇条及び第四四条に規定する特別の法人税について、第五四条第一項に定める期間の初日

第四九条 租税の査定、税額控除、納付及び還付

法人税の査定並びに法人税の税額控除、納付及び還付について、この法律に別段の定めのない限り、所得税に適用する規定を準用する。

(2) 暦年と異なる事業年度の場合、租税債務の予定納税が査定期間の末日を含む当該事業年度中に納付済みであるときには、所得税法第一二二条の規定を適用する。

第二節 租税の確定及び徴収

第五〇条 資本収益に対する源泉徴収税

所得税法第一五〇条第一項第八号及び第一五一条の規定は、住所又は居所をそれぞれ管理支配地又は本店所在地と読み替えて、法人、社団及び財団に適用する。

(2) 次の各号に掲げる課税基礎は、法人税の査定に当り算入しない。

一 所得税法第一五〇条第一項第八号に規定する資本収益

二 「所得の」取得者が制限納税義務を負い、かつ、当該所得

が国内の恒久的施設において生じたものでない場合、又は当該所得が第五條第二項第一号の規定により非課税規定の適用をうけない場合、源泉徴収税を課されるその他の所得

(法人税の) 査定に当り算入されない所得に係る法人税は、当該所得の取得者が僅少の徴収をうけた源泉徴収税額について「法人税の」請求をうけない場合、当該源泉徴収税によって弁済されたものとする。

第五一条 税額控除の適用除外

所得税法第五七条第一項第一号から第五号まで及び第八号に規定する収入又は帰属額が持分権者について納税義務の生じない場合、所得税法第一二一条及び第一二三条の規定にかかわらず、それに係る法人税の税額控除は認められない。

第五二条 調整税の申告

——廃止

第五三条 分離確認の申告

第三〇条に規定する物的会社及び第四四条に規定するその他の法人は、第四七条に掲げる自己資本部分および差額について分離確認の申告書を記載する義務を負う。租税確定に関する所得税法の規定を準用する。

第五四条 租税申告、調整税の納付

無制限納税義務を負う物的会社又は第四四条に規定する法人が利益を配当する場合、これらの者は次の各号に掲げるすべて

の事項を一月以内に税務署に申告することを要する。

一 利益配当の額

二 利益配当の額

三 第三二条第二項及び第三項の規定により区分された自己

資本のうち、配当利益と相殺される部分

四 調整税の額

(2) 調整税は当該期間の経過前に納付する。

第五五条 租税申告の基礎資料

自己資本について第三二条に定められた区分がない場合に、分離して記載すべき自己資本の内訳額の推定は、利益配当の前を終了した直近の事業年度の末日において作成した商事貸借対照表に基づいてのみ認められる。第一段に定める商事貸借対照表が未だ作成されていなかった場合には、利益配当は租税申告の目的上、最後に分離確認された自己資本の内訳額と相殺する。第五六条 その他の給付に関する租税申告

法人が受領者について所得税法第五七条第一項第一号、第二号、第四号、第五号又は第八号に規定する収入となるその他の給付を行なう場合について、又は法人の事業用財産が組織変更法の規定に基づく組織変更により人、人的商事会社、民法上の組合又は法人税の課税をうけない無制限納税義務を負う法人に移転する場合について、第五四条及び第五五条の規定を準用する。租税申告期間及び調整税の納付期間は給付の時に開始し、又は事業用財産が組織変更法の規定に基づき移転する場合には、

組織変更決議を商業登記簿に登記した時に開始する。

第三節 還付

第五七条 制限納税義務を負う法人に対する法人税の還付

第二条第二号及び第五条第一項第九号に規定する制限納税義務を負う法人は、所得税法第一二七条の規定による法人税の還付を受けない。同法第九九条第六項及び第一二七条の規定は、「同法」第一二七条第二項第一号に掲げる住所又は居所を管理支配地又は本店と読み替えて、その他の制限納税義務を負う法人、社団及び財団について、準用する。

第五八条 特定の法人、社団及び財団に対する還付

所得税法第五七条第一項第一号又は第二号に規定する利益持分に係る法人税は、当該法人税が収入と当該法人税との合計額の三〇パーセントをこえる範囲について、次の各号に掲げる者に対して、申請により還付する。

一 第五条第一項第一〇号に規定する法人、社団及び財団

二 もっぱらかつ直接に公共目的又は慈善目的に資する公法上の内国財団

(2) 還付について、前項に掲げる法人、社団又は財団は、収入及びこれに係る法人税の額を第四六条の規定に基づく証拠書類により、証することを要する。

(3) 法人税が、収益事業又は納税義務のある(公法人)の営利事業において生じた利益持分に係る場合には、その法人税は還付されない。

(4) 申請期間は、収入の流入した暦年の翌年五月三十一日に終了する。還付請求権者が右期間の遵守を妨げられた場合に、税務署はその者の申請により右期間を延長することができる。延長の申請は、第一段に掲げる期間の経過前に書面をもって行ない、かつ、理由を付記する。

(5) 第一項から第四項までの規定は、第二項に掲げる証拠書類を内国物的会社又は外国投資会社のこれに対応する公告と読み替えて、内国の有価証券若しくは不動産―特別財産に関する持分証券又は国外投資持分に係る法人税について、及び第四九条の規定による査定の場合には租税債務から税額控除する法人税について、準用する。この場合において、還付すべき額は、当該公告に記載された法人税の13²⁸とする。

第五九条 制限納税義務者に対する調整税の還付

所得税の制限納税義務を負う持分権者又は第二条第一号の規定により法人税の制限納税義務を負う持分権者は、調整税を課された利益が次の各号に掲げる自己資本〔部分〕のいづれかと相殺された場合には、申請により連邦国税局から第三〇条に規定する調整税の還付をうける。

一 国外所得から成立している自己資本〔部分〕

二 一九七三年一月三十一日以前に終了した直近の事業年度

の末日において記載した自己資本〔部分〕

(2) 次の各号に掲げるすべての事項を当該各号に掲げる証明書により証する場合に限って、還付する。

一 外国租税行政庁の発行する証明書により、制限納税義務者の国外の住所若しくは居所又は国外の本店若しくは管理支配地の所在地

二 第四六条に規定する証明書又はその他の証拠書類により、収入及びこれに係る調整税の額

(3) 調整税を納付した株式会社又は投資会社の申請により、連邦国税局は一株又は一持分証券に関連して、第一項の規定により還付すべき調整税の額を毎年一回公表する。その公表をもって前項第二号に定める立証に代えることができる。

(4) 当該申請期間について所得税法第一二五条第五項の規定を準用する。

(5) 持分が制限納税義務者の国内の恒久的施設の事業用財産である場合、調整税は還付しない。

第六〇条 非課税法人及び公法人に対する調整税の還付

無制限納税義務を負う持分権者で法人税の課税をうけないものは、調整税のかかる利益を、一九七三年一月三十一日以前に終了した直近の事業年度の末日において計上した自己資本と相殺した場合には、申請により連邦国税局から第三〇条に規定する調整税の還付をうける。

(2) 次の各号に掲げるすべての事項を当該各号に掲げる証明書により証する場合に限って、還付する。

一 税務署の発行する証明書により、非課税たること

二 第四六条に規定する証明書又はその他の証拠書類により、

収入及びこれに係る調整税の額

(3) 第五九条第三項及び第四項の規定を準用する。

(4) 第一項、第二項第二号及び前項の規定を公法人に準用する。

利益配当が、「公法人の」営利事業の保有する持分に係る場合には、調整税は還付しない。

第六一条 還付の適用除外

— 廃止

第六章 授權規定及び終結規定

第六二条 授權

連邦政府は、課税の平等を確保するため、苛酷な場合における不衡平を除去するため、又は課税手続を簡素にするため、連邦参議院の同意をえて法規命令により、次に掲げる事項に関する規定を發布することができる。

イ この法律規定の廃止又は改正により生ずる法律効果

ロ 予定納税期限の変更

ハ 第二七条第四項の規定に基づく法人税の引下げ又は引

上げ

ニ [略]

ホ [略]

(2) [略]

第六三条 金融業に関する経過規定

一九七四年一月一日から一九七七年一月一日までに終了する

査定期間について、法人税は、第二七条第一項の規定にかかわらず、次の第一号から第九号までに掲げる金融業の場合に所得の四六パーセントとし、第一〇号から第一二号までに掲げる金融業の場合に所得の二八パーセントとする。

一 公的貯蓄金庫又は国の監督下にある貯蓄金庫

二 長期地方金融業、長期不動産金融業及び長期土地改良金融業により生ずる所得について、前号に掲げる公法上の金庫以外の公庫

三 長期地方金融業及び長期不動産金融業により生ずる所得について、私的住宅建設貯蓄金庫

四 純粹の抵当銀行

五 抵当銀行法第五条に定める業務により生ずる所得について、混合抵当銀行

六 船舶抵当証券銀行

七 長期金融業により生ずる所得について、興業信用銀行株式会社、ドイツ勸業銀行、ベルリン勸業銀行株式会社、ザール投資信用銀行株式会社及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン経済復興金庫株式会社

八 もっぱらその組合員に信用を供与する信用協同組合

九 もっぱらその成員に信用を供与し、かつその協同組合上の固有の任務に限定する中央金庫。物的会社の形態により営業する金融センター (Zentral) についても、同様とする。

一〇 国家経済上の課題を遂行する場合、国立銀行

一 ドイツ協同組合金庫

一二 公益住宅法の改正法の発効により国家的住宅政策の機関としての特質を喪失する制度 (Anstalt)

(2) 調整税に関する規定は適用しない。

第六四条 その他の経過規定

現金配当及びこれに係る調整税を、一九六九年一〇月一三日の文言における法人税法（一九六八年法人税法）第十九条第三項に規定する適格配当とみなす。

(2) 第四七条に規定する課税基礎の分離確認は、一九七三年一月三十一日以前の日を含む直近の事業年度の末日において初めて行なう。

(3) 一九七三年二月三十一日以前の日を含む事業年度についての利益配当に係る調整税が、第五九条及び第六〇条の規定により制限納税義務者又は公法人に対し還付される場合、これらの者の利益配当に基因する利益持分に対する法人税は、資本収益に対する源泉徴収（資本収益税）から徴収する。所得税法第一百五一条第一項第三号、第一五五条及び第一五八条の規定を準用する。

第六五条 ベルリン条項

この法律は、一九五二年一月四日第三次過渡期法 (Bundesgesetzbl. I S. 1) 第二二条第一項の規定に基づきベルリン地区にも適用する。この法律に基づき発布される法規命令は、第三次過渡期法第一四条の規定によりベルリン地区に適用する。

二 「一九七六年」所得税法〔草案〕

第四八条 収入と必要経費の差額

……

(2) ……〔第三段〕…第五七条第一項第六号の規定により資本利益から生ずる収入に該当する法人税は、当該法人税を負担した収入と一語に取得したものとみなす。

第五七条 資本財から生ずる所得

資本財から生ずる所得とは、資本利益から生ずる収入と必要経費との差額をいう。資本利益から生ずる収入とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 株式、鉱山権に対する持分、社員権を意味する受益証書、

有限会社に対する持分、協同組合に対する持分、殖民会社に対する持分及び法人格上の権利を有する鉱業を営む組合に対する持分から生ずる利益持分（配当、利子、〔鉱物等の〕収獲物及びその他の給付金。ただし、法人税法第四一条に規定する払戻しを受けた払込みを除く。

二 資本減少により又は前号に規定する法人税の無制限納税

義務を負う物的会社、協同組合若しくは鉱業を営む組合の解散により持分権者又は成員に流入する、持分に応じた給付。ただし、当該給付が、法人税法第三九条の規定により法人の自己資本と相殺されており、かつ、前号に規定する

収入及び法人税法第三二条第二項第三号に規定する払戻を受けた払込みでない場合に限る。

三 組織変更法の規定に基づき組織変更した物的会社の「利益配当」と相殺のできる自己資本。ただし、法人税法第三二条第二項第三号に規定する払込みから成立している内訳額を除く。

四 投資会社法第三九条、第四〇条、第四五条及び第四六条の規定により国内の有価証券及び不動産―特別財産に対する持分証券に係る配当及びその他の収益

五 国外投資持分の販売と国外投資持分から生ずる収益の課税とに関する法律第一七条及び第一八条の規定により国外投資持分に係る配当及びその他の帰属額

六 第一二一条第一項第二号又は第一二三条の規定により税額控除されるべき法人税又は第一二五条、第一二六条及び第一二七条の規定により還付されるべき法人税

七 ……

八 経済的組合 (wirtschaftliche Vereine) に対する利益持分
 (2) 資本用益から生ずる収入は、次の各号に掲げるものを含むものとする。

- 一 ……
- 二 ……
- 三 株券、債務証券又はその他の持分「証券」を「利益配当証券、利札及びその他の請求権」と一緒に譲渡しない場合、利益

配当証券、利札及びその他の請求権の譲渡により生ずる収入

四 ……
 五 ……

第三号及び第四号が規定する場合に、利札又は利益配当証券の償還又は再譲渡の時に流入した配当、利子及びその他の収益のうち、これらの証券の取得時に対価として支払った額については収入とみなさない。

(3) 持分権者とは、株式及び第一項第一号に掲げるその他の持分が帰属するものをいう。

(4) ……
 (5) 第一項及び第二項に定める所得は、農業所得、事業所得、自由業所得又は賃貸所得である場合、それぞれの種類の該当する。

第五七条の一 適格資本参加の取得後における物的会社の給付金

第五七条第一項第一号に規定する給付金は、次項の場合を除き、法人税の無制限納税義務を負う物的会社に対する持分を取得するに当り、次の各号に掲げる要件を満たす場合、資本用益から生ずる収入とみなさない。

- 一 譲渡人が最近五年以内に会社の額面資本の一〇パーセント以上をもって資本参加していたこと

二 取得者に譲渡する持分の譲渡価額が五万マルクをこえた

こと

三 所得税若しくは法人税の無制限納税義務を負わないため、又は非課税のため、第一二一条第一項第三号の規定に基づき法人税を譲渡人の租税債務から税額控除することが認められなかったこと

四 移転する資本参加の譲渡により生ずる利益が国内において納税義務を負わないこと

五 持分の取得者が、所得税の無制限納税義務を負う人、又は非課税でなく法人税の無制限納税義務を負う法人、社団若しくは財団であること

(2) 物的会社が法人税法第三九条の規定により配当利益を、持分の取得の前事業年度の経過後に成立した自己資本と相殺したときは、前項の規定は適用しない。配当利益がその一部についてだけ、第一段に掲げる自己資本とすることができた場合には、前項の規定はこれに対応する部分の給付金に適用する。

第九八条 所得税の制限納税義務者についての所得

所得税の制限納税義務を負う国内源泉所得(第二一条とは、次の各号に掲げるものをいう。

……

五 次に掲げる各条項に規定する資本財から生ずる所得

イ 債務者が国内に住所、管理支配地又は本店を有する場

合、第五七条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及

び第一一号

ロ 第五七条第一項第三号及び第六号

ハ 国内に本店又は管理支配地を有する物的会社からの給付金が収益及び帰属額の中に含まれている範囲において、

第五七条第一項第四号及び第五号

ニ ……

第九九条 制限納税義務者に関する特則

……

(6) 所得税は、制限納税義務者について非独立的労働より生ずる所得、資本収益及び第一五九条、第一六〇条、第一六一条第一項から第五項までに規定する場合において当該源泉徴収税により弁済済みとみなす。法人税を負担した資本収益について、制限納税義務者の所得税は、法人税負担によって弁済されたものとみなし、又は第一二七条の規定による還付の場合に還付額を差し引いた法人税と資本収益に対する源泉徴収税とによって弁済されたものとみなす。所得が国内の恒久的施設において生ずる場合、第一段及び第二段の規定は適用しない。

……

第一一三条 使用人に対する査定

非独立的労働から生ずる所得の支払いを受けた無制限納税義務者は次の各号に掲げる事実のあるときに限って、所得税の査定をうける。

……

一一 納税義務者の次の申請

ない場合又は租税の確定が行なわれない場合には、申請により還付する。所得税の無制限納税義務は当該収入の流入時に成立していることを要する。協同組合の組合員に対する還付は、当該還付を第一二六条の規定により申請し又は行なった場合、これをしてはならない。

(2) 前項第一段及び第二段に定める要件は、持分権者の住所地を所轄する税務署の発行する証明書により証する。当該証明書の有効期間は三年以内とする。その期間は暦年の末日に終了することを要する。持分権者の所得税の無制限納税義務が終了する場合、又は事実が明らかとなり、これに基づき所得税が持分権者の査定において確定されると見込まれる場合、税務署は証明書の変還をその有効期間の経過前に請求することを要する。税務署が証明書の返還を請求するとき、又は持分権者が証明書

の交付要件の消滅を認めるとき、その持分権者は遅滞なく税務署に証明書を返還することを要する。

(3) 還付は、法人税を還付する連邦国税局に対し申請する。前項による証明書のほか法人税法第四六条に規定する証拠書類を当該申請書に添付する。

(4) 金融機関が持分権者を代理して還付を申請する場合、その金融機関が前二項に掲げる書類の呈示を受けたことを保証するとき、当該書類を送付しないことができる。第一段の規定は、事実関係を調査する租税行政庁の権利を妨げない。金融機関は、第二項の規定により住所地の所轄税務署の交付する証明書に基

づき、申請すべきことに気づかなければならない。

(5) 申請期間は、収入が流入した暦年の翌年五月三十一日に終了する。金融機関が前項の規定により還付を申請する場合、持分権者が第一段に掲げる期日までに書面をもって金融機関に対し申請を委任したとき、当該期間は遵守されたものとみなす。

(6) 持分権者が株券を伴わずに利益配当証券を譲渡した場合、第一項から前項までの規定は、第三項に掲げる証拠書類を譲渡価額及び譲渡の日に関する取得者又は金融機関の証拠書類と読み替えて、この者に準用する。

(7) 国内の有価証券若しくは不動産―特別財産に対する持分証券から生ずる収入について、又は国外投資持分から生ずる収入について第一二三条の規定により税額控除しうる法人税には、第一項から前項までの規定を準用する。

第一二六条 協同組合の組合員のための法人税の還付

第五七条第一項第一号又は第二号に規定する協同組合に対する無制限納税義務者の持分から生ずる給付金に係る法人税は、第一二五条第一項に規定する要件の存否にかかわらず、事業年度に百マルクをこえない給付金を協同組合から受けた組合員のために申請により協同組合に還付する。協同組合が組合員を代理して、その組合員のために還付額を受け取することを記載した、一括還付申請 (Sammelantrag auf Vergütung) を行なう場合に限って、第一段の規定を適用する。

(2) 還付の申請は、協同組合の所得の課税を所轄する税務署に

行ない、同税務署が法人税を還付する。申請期間について第一二五条第五項第一段の規定を準用する。

第一二七条 制限納税義務者に対する法人税の還付

二重課税防止のための条約の相手締約国である外国に居住する制限納税義務者は、第五十七条第一項第一号から第三号までに規定する収入に係る法人税のうち、当該収入と当該法人税との合計額の二五パーセントをこえる部分を、申請により還付をうける。国内の恒久的施設において生じる収入について法人税を課す場合、法人税を還付しない。所得税の制限納税義務は収入の流入時に成立していることを要する。所得税法第五九条の規定は適用しない。

(2) 次の各号に掲げる事実を当該各号に掲げる証明書により証明する場合に限って、還付する。

一 外国租税行政庁の発行する証明書により、収入の流入時における制限納税義務者の国外住所又は居所

二 法人税第四六条に規定する証明書又はその他の証拠書類により、収入及びこれに係る法人税の額

(3) 当該申請は連邦国税局に対して行ない、同国税局が法人税を還付する。当該申請期間について第一二五条第五項の規定を準用する。

(4) 第一項から前項までの規定は、第五十七条第一項第四号又は第五号に規定する収入に係る法人税で、査定に当り第一二三条の規定により所得税と税額控除されることとなるものについて

準用する。この場合において、還付すべき額は法人税の³¹/₅₆とする。

第一五〇条 源泉徴収税をうける資本収益

次に掲げる国内資本収益について、所得税は、資本収益に対する源泉徴収（資本収益税）により納付する。

……

八 第五十七条第一項第一号から第五号までに規定する収入に

係る法人税が第一二七条の規定により還付される場合、第五七条第一項第一号から第六号までに規定する収入

……

第一五一條 資本収益税の算定

資本収益税は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる税率とする。

……

三 第一五〇条第一項第八号に該当する場合 資本収益の二五パーセント

(2) 源泉徴収をうけない資本収益の全額について源泉徴収税を課する。第五七条第二項第二段の規定は適用しない。

第一五八条 第一五〇条第一項第八号に該当する場合における資本収益税の納付

連邦国税局は、第一五〇条第一項第八号に該当する場合において資本収益に対する源泉徴収を行なう。資本収益税は、第一二七条の規定による法人税の還付時において、還付すべき額か

ら〔国庫に〕留保する。

三 投資会社法

一 第三九条第二項の規定を削除する。

二 第四一条の規定において、

イ 第一項第三号の規定を次に掲げる文言とする。

「三 有価証券―特別財産の資本収益で国内法人税を負担するものとこれに係る法人税との額」

「四 法人税法第五九条及び第六〇条に規定する還付のできる調整税の額」

ロ これまでの第一項第三号を第五号とする。

ハ 第二項第一段の規定を次の文言とする。

「(2) 投資会社は、所得の課税を所轄する税務署の要求により、有価証券―特別財産の資本収益で国内法人税を負担するものとこれに係る法人税との額を、法人税法第四六条に規定する証拠書類により、並びに国外所得額及び外国税額の確定と納付について類似の書類、例えば租税決定、納付領収書の呈示により証することを要する。」

ニ 第三項の末尾に次の文言を加える。

「前段の規定は、有価証券―特別財産の資本収益に係る国内法人税について準用する。」

三 第四二条の規定において次の文言「第四〇条第一項第二号、

第二項から第四項まで、第四一条第一項第一号、第二号イ、ロ、ホ及びへ、第三号」の後に「並びに第4号」を加える。

四 第四七条の規定において、

イ 第一項の規定において第二号の後に次の第三号を加える。

「土地―特別財産の資本収益に係る国内法人税の額」

ロ これまでの第一項第三号を第四号とする。

四 国外投資持分の販売及び国外投資持分

から生ずる収益の課税に関する法律

一 第一七条第三項第二項の規定において、ロの後にあらたに次のハ及びニを加える。

「ハ 国外投資資産の資本収益で国内法人税を負担するものとこれに係る法人税との額」

「ニ 法人税法第五九条及び第六〇条に規定する還付のできる調整税の額」

二 第一八条第一項第一段。「第二〇条第一項第一号」に代えて「第五七条第一項第五号及び第六号」とする。

三 第一八条第一項にあらたに次の第二段を加える。
「資本収益に係る国内法人税について、第一段の規定を準用する。」

これまでの第二段を第三段以下に繰り下げる。